

役員のための財務税務会社法ニュース マネジメント・レポート

今回のテーマ： 昨今の役員報酬の設定

日本の役員報酬の構成は、固定報酬 59%、変動報酬 41%（業績連動賞与 27%、長期インセンティブ（株式報酬等）14%）とされています。（平成 28 年 4 月 経済産業省産業組織課 「攻めの経営」を促す役員報酬～新たな株式報酬の導入等の手引き～より）

役員報酬の設計を整理すると、次のとおりになります。

種類		内容	支給手段	支給時期	算定指標	留意点
固定	定期同額給与	毎月、一定額を支給する給与	金 銭	毎 月	内部規定等	原則として期中改定はできない
	業績連動型賞与	利益等に連動させた賞与		賞与時	利益水準 株式時価等	有価証券報告書提出会社で一定の要件を満たす場合に損金算入
ファントムストック	仮想の株式を付与し、配当金や一定期間経過後の含み益相当額を受給する権利を付与	利益水準 株式時価	支給時期・支給額が未確定のため、損金不算入			
変動	ストックオプション (SO)	自社株式を権利行使価格で購入する権利を付与	新 株 予約権		株式時価	(税制非適格) 権利行使時に SO の公正評価額が損金算入可能 (税制適格) 損金不算入
	リストラクテッド・ストック	一定期間の譲渡制限を付与した現物株式を支給	株 式	賞与時 (制限 解除時)	利益水準 株式時価	付与時から一定期間の譲渡制限、発行法人の無償取得事由（勤務や業績の達成等）があること等の一定の要件を満たした場合、事前確定届出給与として損金算入可能
	パフォーマンス・シェア	中長期の業績達成に応じて現物株式を支給				

お見逃しなく！

- 業績連動型賞与の要件を満たさない場合でも、事前確定届出給与として翌期に支給することにより、損金に算入することができます。
- リストラクテッド・ストック、パフォーマンス・シェアは、平成 28 年度税制改正により、「特定譲渡制限付株式報酬」として事前確定届出給与の対象とされました。この制度を活用する場合は、株主総会や取締役で金銭報酬債権の額の決議及び個々の役員との株主割当契約の締結が必要です。
- 退職を起因とする変動報酬を支給する場合は、退職所得として実効税率を低率（(退職金－退職所得控除)×1/2）に抑えることができます。